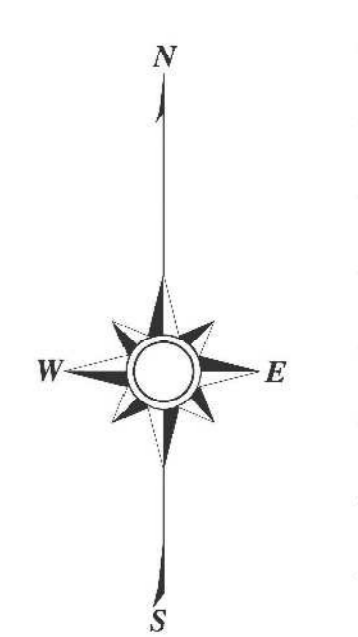



# 東京都市計画用途地域 総括図 (東京都決定)

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路(——)を表示しています。



### 凡例

用途地域 (特別用途地区)	高度地区	防火地域等の指定
一低 第一種低層住居専用地域	① 第1種高度地区	■ 防火地域
一中 第一種中高層住居専用地域	② 第2種高度地区	■ 準防火地域
一住 第一種住居地域	17m① 17m第1種高度地区	■ 防火指定なし
二住 第二種住居地域	17m② 17m第2種高度地区	
二休 休業住居地域	20m② 20m第2種高度地区	
近商 近隣商業地域	20m③ 20m第3種高度地区	
商業 商業地域	20m 20m高度地区	
準工 準工業地域	25m② 25m第2種高度地区	
工業 工業地域	25m③ 25m第3種高度地区	
	30m② 30m第2種高度地区	
	30m③ 30m第3種高度地区	
	35m③ 35m第3種高度地区	

### 新たな防火規制区域

■ 新たな防火規制区域

### 風致地区

■ 風致地区

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区)および都市計画道路の掲載を示したものです。詳細については、以下のURLに備えられた図面を確認してください。  
 (1) 練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)  
 (2) 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談担当(都庁本庁舎12階)
  - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図(都庁本庁舎)」をご覧ください。
  - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。  
 「都市計画情報システム」で検索してください。
  - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定(帯状に道路側に指定されているもの)では、基本的に道路と数度の境界線から30mです。30mのものは、「←30m」の表示があります。
  - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。

